

2023 年 2 月

Newsletter

フェアスカイ特許法律事務所

FAIRSKY LAW OFFICE

住所:

北京市朝陽区建外大街 22 号
サイテックタワー18 階

18TH FLOOR, SCITECH TOWER,

22 JIAN GUO MEN WAI AVE.,

CHAOYANG DISTRICT,

BEIJING 100022, P.R. CHINA

E-mail: email@fairskylaw.com

TEL: 010-59512166

FAX: 010-59512121

商標法及びその実施条例改正に関する意見募集会を開催

商標法及びその実施条例の改正に関する各方面の意見を十分に聴取するため、国家知識産権局条法司は、先日、商標法及びその実施条例の改正に関する意見を求める会を北京で開催した。

会議では、中国社会科学院、中華商標協会、中華全国弁護士協会、中国電信グループなどの関連団体、企業、代理機構から 20 人余りの代表者が意見募集稿について意見を述べた。会議に出席した代表は、今回の改正は前例のないものであり、悪意のある登録に対する規制、悪意商標移転制度の設立、商標審査プログラムの完備、馳名商標保護などの規定が際立っており、社会が注目している商標分野の焦点と難問題をすべて今回の改正に組み入れており、商標管理に対する決意と力がはっきりと見受けられると述べた。

また、今回の改正におけるいくつかの重大な制度調整、例えば重複登録の禁止、商標使用状況の説明の提出、代理機関の参入条件などの条項について議論を展開し、実施と操作性の観点からさらに明確にし、調整することを提案した。

原文 URL :

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/2/22/art_53_182250.html

出所：国家知識産権局

中国の半導体特許出願件数が世界の 55%を占める

IP 法律事務所 Mathys & Squire の最新統計データによると、2022 年 9 月 30 日現在、世界で 69,190 件の半導体特許出願があり、そのうち、55%は中国の実体企業が出願していたものである。

同事務所がまとめたデータによると、複数の地理的領域における半導体技術の重要性はますます高まっており、昨年の半導体特許出願件数は 5 年前に比べ 59%増加した。

記事によると、過去 5 年間、米国の対中輸出規制の影響を受けて、中国は西洋技術への依存を減らすために革新をますます重視してきた。このうち、中国の台湾積体回路製造会社の半導体特許出願件数が第 1 位で、4,793 件と世界全体の 7%を占めている。

原文 URL :

<https://mp.weixin.qq.com/s/6hZh9oEcqlyEYUBtfePMHw>

出所：知的財産家

商標行政案件における「一事不再理」原則の理解と適用 — 「KEEP」シリーズ商標無効宣告請求行政紛争案件を例に —

【基本状況】

- 原告：北京カローリー情報技術有限公司
- 被告：国家知識産権局
- 第三者：北京天聯雲科技有限公司

2023年2月

Newsletter

フェアスカイ特許法律事務所

FAIRSKY LAW OFFICE

住所:

北京市朝陽区建外大街 22 号
サイテックタワー18 階

18TH FLOOR, SCITECH TOWER,

22 JIAN GUO MEN WAI AVE.,

CHAOYANG DISTRICT,

BEIJING 100022, P.R. CHINA

E-mail: email@fairskylaw.com

TEL: 010-59512166

FAX: 010-59512121

係争商標は第 21,158,245 号「KEEP」商標で、第三者である北京天聯雲科技有限公司が登録出願を申請し、第 41 類で登録査定され、使用されている。原告は 2019 年に係争商標に対して、2014 年『中華人民共和國商標法』第 7 条第 1 項、第 10 条 1 項 7 号、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 44 条 1 項の規定に基づいて無効審判を請求した。そのうち、第 44 条 1 項の無効理由について、原告は自作の商標リストを提出した。

被告は 2019 年 10 月に無効審判決定書（以下、「第 245,024 号決定」という）を作成し、「本件において、係争商標の登録出願が上記状況に該当することを示す十分な証拠がない」と認定した。これに対して各当事者は行政訴訟を提起しておらず、同審決は発効している。

2019 年 12 月、原告は再び訴訟商標の申請登録が「商標法」第 4 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 44 条 1 項の規定に違反しているとして、国家知識産権局に同商標を無効とするよう請求した。今般の案件で、第 44 条第 1 項の無効理由として、原告は第三者である北京天聯雲科技有限公司が登録出願した商標リスト及び冒認出願商標リスト、企業名の概要などの証拠を提出した。

2020 年 9 月に、被告は無効審判請求の決定書（以下、「被訴決定」という）を下し、原告が提出した係争商標とその引用商標は「商標法」第 30 条、第 31 条の規定状況に該当すると認定し、「商標法」第 4 条、第 44 条 1 項の規定の関連主張は「新理由」に属さず、本件では却下すべきであるとした。

原告は、「商標法」第 44 条第 1 項の規定に対する主張が「一事不再理」に該当しないことを理由に、北京知的財産法院に行政訴訟を提起した。

【審理結果】

第 245,024 号の裁定手続きにおいて、原告は関連主張を提出したが、北京知的財産法院は審理を経て、その主張について相応の証拠を提供しなかったと判断した。原告の関連主張に対して、被告は職権に基づいて十分に審査を行ったと提出したが、同決定書では、被告は「商標法」第 44 条第 1 項の関連内容について判明した事実を明らかに示せず、原告に質疑・反論の機会も与えていないため、原告が提出した第三者が登録した商標リストと盗作された商標、企業名のプロフィールなどの証拠は新証拠に属し、上記の新証拠に基づいて、元の審決認定とは異なる新事実が生じる可能性があるとして、一審判決は被訴審決を取り消し、被告に決定書を再発行すると判決した。

【重点評価】

本件は商標権無効宣告請求行政案件における「一事不再理」の原則の認定問題に係る。

訴訟法では、一般的に、同じ当事者、同じ訴訟対象、同じ訴訟請求の 3 つの基準で「一事不再理」に該当するかどうかを判断する。商標審査プロセスには、当事者、訴訟対象（即ち、係争商標）、審判請求（訴訟請求に対応）のほか、

2023 年 2 月

Newsletter

フェアスカイ特許法律事務所

FAIRSKY LAW OFFICE

住所:

北京市朝陽区建外大街 22 号
サイテックタワー 18 階

18TH FLOOR, SCITECH TOWER,

22 JIAN GUO MEN WAI AVE.,

CHAOYANG DISTRICT,

BEIJING 100022, P.R. CHINA

E-mail: email@fairskylaw.com

TEL: 010-59512166

FAX: 010-59512121

以下のものも含まれる：

- (一) 新しい引用商標が「同じ事実と理由」に属するか否か
- (二) 新しい法条規定を引用することは「同じ事実と理由」に属するか否か
- (三) 新しい証拠を提出することは「同じ事実と理由」に属するか否か

本件において、裁判所は原告が絶対条項に基づいて提出した前後 2 回の無効宣告請求は「同じ事実と理由」にならないと認定したが、本件の特徴は当事者が新たな証拠を提出したことである。新しい証拠のサポートがない場合は、絶対条項について「一事不再理」原則を適用するに当たっては、厳しく判断しなければならない。

原文 URL：

<https://bjzcfy.bjcourt.gov.cn/article/detail/2023/02/id/7130110.shtml>

出所：北京知的財産法院